

令和7年度 第2回 東京都教員育成協議会 会議要旨

- 1 日 時 令和8年1月20日(火) 午前10時から正午まで
- 2 会 場 都庁第二本庁舎31階特別会議室22及びオンライン開催
- 3 出席者 瀧沢委員(会長)、山田委員(副会長)、佐々木委員、増淵委員、佐藤委員、福田委員、飯田委員、平崎委員、佐藤委員、佐々木委員、野村委員、並木委員、山本委員、秋田委員、市村委員

4 議事内容

協議 「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくり」について

(1) 保護者等との良好な関係を築くために、教員に必要な資質能力について

- このたび、学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン(素案)(以下、ガイドラインという。)が公表され、社会通念を超える要望等への対応について、その考え方や取組例が分かりやすく示されたことは大きな意味がある。
- 学校・家庭・地域が連携する上で、教員一人一人が職層等に応じた対応力を高めることは重要であり、連携・折衝力アップ研修の実施に期待したい。
- ガイドラインに対応時のフローが示されたことで、どの学校もある一定の対応ができるようになるのではないかと。学校ごとに対応が違うといった状況を避けることができ、保護者等の理解促進にもつながると考える。
- 教員自身が児童生徒や保護者を尊重する姿勢をもち、人権尊重の理念を十分に理解することが不可欠である。
- 学校は、組織的な対応力を全体で高めることが重要である。そのため、管理職には、連携折衝力や相談対応力を発揮し、教員が安心して保護者対応等を行うことができるようサポートするとともに、学校全体の対応力を高めていく役割が求められている。
- 教職員が家庭・地域からの意見や要望等を真摯に受け止め、主訴を理解し、丁寧な接遇など実践的な対応が求められる。
- 教職員が困難な場面に遭遇した時には、一人で問題を抱え込まず、上司へ相談するとともに、学校の一員として複数での対応を心掛ける必要がある。

(2) 今後の取組の方向性について

- 今後、職層に応じ、ガイドラインを活用した一人一人のキャリアに応じた教職員研修が求められる。また、集合研修で学んだことを校内でのOJTでつなげていくことが必要である。
- ガイドラインを実行性のあるものにするためには、家庭・保護者へどう周知していくかを検討していく必要がある。学校だけでなく教育委員会をはじめ、関係各所と連携をしながら広まっていくのではないかと考えている。
- 大学では、保護者対応について学生に指導する具体的な指導資料がこれまで十分ではなかったため、ガイドラインや研修資料を公開し、活用できるようにしてほしい。